

(仮称)ビワイチ推進条例(案)(たたき台)概要

前文

第1 目的(第1条)

ビワイチ推進施策を総合的かつ計画的に推進し、もって滋賀が誇る観光資源であるビワイチの魅力を高め、本県の観光の振興および活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2 定義(第2条)

ビワイチ、自転車、自動車等、サイクリスト、ビワイチ関係事業者、ビワイチ推進関係団体の定義を定める。

第3 基本理念(第3条)

- 1 琵琶湖の周辺地域のみならず、県の全域で観光の振興および地域の活性化が図られるものであること。
- 2 県内のサイクリストはもとより、国内外から本県を訪れるサイクリスト一人ひとりが安全で、安心して、快適にビワイチが楽しめる環境を整備すること。
- 3 地域の生活環境、自然環境および景観を維持しつつ、これらとの調和に配慮すること。
- 4 本県の自然、文化、歴史、食その他の地域の魅力を再発見し、その情報を共有するとともに、その魅力を大切にしながら、創意工夫して活用すること。
- 5 県民の健康の増進および環境の保全に関する意識の向上に資するよう配慮すること。
- 6 国、県、市町、県民、ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体の適切な役割分担および連携が確保されること。
- 7 ビワイチ関係事業者およびビワイチ推進関係団体それぞれの自主的かつ主体的な取組が尊重されること。

第4 県の責務等(第4条～第8条)

県の責務、ビワイチ関係事業者の役割、ビワイチ推進関係団体の役割、県民の役割、サイクリスト等の配慮について定める。

第5 連携協力(第9条～第10条)

国・市町等との連携協力、広域的な連携協力

第6 基本方針(第11条)

県は、ビワイチ推進施策を推進するための基本方針を策定する。

- 1 ビワイチの目指すべき姿
- 2 ビワイチ推進施策に関する基本的な事項
- 3 ビワイチ推進施策の内容

第7 基本的施策(第12条～第19条)

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1 誘客の促進 | 5 道路環境の整備 |
| 2 観光資源の活用 | 6 拠点施設等の整備 |
| 3 魅力情報の発信 | 7 安全な利用に関する取組 |
| 4 人材の育成 | 8 サイクリストの利便性の向上 |

第8 その他(第20条～第23条)

- | | |
|----------|-----------|
| 1 ビワイチの日 | 3 推進体制の整備 |
| 2 調査等 | 4 財政上の措置 |